

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 環境保健部環境安全課

【評価責任者】 環境安全課長 上家 ANDO

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 7 - (4) 国際協調による取組の推進
施策の概要	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進等、OECD、UNEP、化学物質の安全性に関する政府間フォーラム(IFCS)等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図る。
予算額	346,003千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進、及び国際機関等との連携・協力を図る。
達成状況	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)については、平成16年5月発効予定(注:平成16年5月17日発効)。国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約(PIC条約)については、平成16年2月24日に発効。</p> <p>POPs条約については、我が国は平成14年8月に締結し、平成15年1月には環境省が事務局となって関係省庁連絡会議及び課長級の幹事会を設置した。こうした会議を活用して、条約に基づく国内実施計画の策定作業を引き続き進めているところである。</p> <p>PIC条約については、関係省連絡会議が設置され、具体的な対応について連絡調整がなされているところであり、我が国は平成16年夏頃までには締結する見込みである。(注:平成16年6月15日締結。)</p> <p>化学品の分類および表示に関する世界調査システム(GHS)については、平成15年7月に国連から勧告がなされ、関係省庁の担当者間で連絡調整を図りつつ、その導入に向けた検討を開始した。</p> <p>OECDの化学品関連の会合については、関係省庁が会合に参加し、必要な対応を行っている。また、IFCS等、化学物質政策に関係する会合にも</p>

必要に応じて会合に参加し、必要な対応を行っている。

<p>下位目標 1</p>	<p>化学物質関係の各条約（POP s 条約、PIC 条約）に関連する国内施策の推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質関係の各条約（POP s 条約、PIC 条約）に関連する国内施策の推進を図り、必要に応じて我が国がリーダーシップを発揮してアジア太平洋地域が連携・協力した対応を進める。 ・我が国へのGHSの導入を進める。 ・OECDなど国際機関等が進める化学物質対策との連携を強化する。 <p>〕</p>		
	<p>指 標</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年次</p>
<p>POP s 条約に基づく対応（国内実施計画の策定年度）</p>			<p>条約発効後 2 年以内（2006年5月16日まで）</p>
<p>POP s 条約を踏まえたPOP s モニタリングの実施</p>			<p>毎年度継続</p>
<p>PIC 条約の締結(年度)</p>			<p>2003(H15)年度</p>
<p>我が国へのGHSの導入</p>			<p>2008(H20)年度導入を最終目標</p>
<p>OECD等の主催する会合への参加及び作業協力</p>			<p>必要に応じ適宜対応（会合への参加含む）</p>
<p>達成状況</p>	<p>POP s 条約については、我が国は平成14年8月に締結し、平成15年1月には環境省が事務局となって設置した部次長級の関係省庁連絡会議及び課長級の幹事会を活用して、条約に基づく国内実施計画の策定作業を引き続き進めているところである。</p> <p>PIC 条約については、課長級の関係省連絡会議が設置され、具体的な対応について連絡調整がなされているところであり、我が国は平成16年夏頃までには締結する見込みである。（注：平成16年6月15日締結。）</p> <p>POP s モニタリングを平成15年度も継続して実施した。</p> <p>PIC 条約については平成16年2月24日に発効済みである。（注：POP s 条約については平成16年5月17日に発効。）</p> <p>GHSについては、平成15年7月に国連から勧告がなされ、関係省庁の担当者レベルでの連絡調整を図りつつ、その導入に向けた検討を開始した。</p> <p>平成15年度は、関係省庁と連携協力した国連勧告文書の翻訳、消費者向けのパンフレットの作成・普及、及び分類及び表示の導入に向けた消費者ア</p>		

	<p>ンケート調査を実施した。</p> <p>OECD等が主催する会合に適宜参加するとともに、PRTRデータの国際比較の作業をリードする等の対応を行った。</p>
--	---

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>化学物質による地球規模の環境汚染の防止は、国民の安全・安心に関わる重要な問題であり、我が国はPOPs条約(既締結、平成16年5月発効)及びPIC条約(締結予定、平成16年2月発効)に基づく的確な対応が義務づけられる。</p> <p>GHSについては、平成15年7月に国連から勧告がなされ、平成14年に開催されたヨハネスブルグサミットにおいて、平成20年までの実施、APEC(アジア太平洋経済協力)に属している国では平成18年までの実施がそれぞれ目標とされており、関係省庁の連携の下で、その導入に向けた早期の対応が必要となっている。</p> <p>OECD等の国際機関においては、GNP第2位の我が国の対応は重要であり、分担金ばかりでなく、その具体的作業についても国際社会における応分の負担を求められている。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進、及び国際機関等との連携・協力が図られた。</p> <p>下位目標1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初目標通り、平成16年1月には環境省が事務局となって部次長級の関係省庁連絡会議及び課長級の幹事会を設置するとともに、条約に基づく国内実施計画の策定作業を開始し、条約発効後2年以内の策定に向けて着実に進んでいる。 ・今後は、地球規模でのPOPsの削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域におけるPOPsの削減等に積極的に貢献していくことが必要である。 ・PIC条約については、現在締結のための最終的な手続を進めているところであり、平成16年夏頃までには締結の見込みである。(注：平成16年6月15日締結。) ・PIC条約については平成16年2月24日に発効済みである。(注：POPs条約については平成16年5月17日に発効。) ・GHSについては、平成15年7月の国連勧告を踏まえ、2008年までの完全実施(APEC諸国では2006年目標)に向けて、平成15年度に
-----	--

	<p>は、関係省庁が協力して国連勧告の翻訳、環境省における消費者向けのパンフレットの作成並びに分類及び表示の導入に向けた消費者アンケート調査を実施するとともに、関係省庁が連絡調整しつつ国内導入に向けた法制度上の課題等についての検討にも着手したところであり、着実に進んでいる。</p> <p>・平成15年度においても、OECD等が主催する会合等に必要に応じて適宜参画するとともに、分担に応じて作業も実施してきたところである。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>外部機関の活用や専門家からなる検討の場の活用を図るとともに、関係省庁及び関係部局と連携を図りながら推進しており、効率的な対応がなされている。</p> <p><目標に対する総合的な評価></p> <p>PIC条約の我が国の締結が多少遅れているが、既に概ねの目途はたっており、当初目標どおり着実に進んでいる。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>POPs条約に規定する国内実施計画の目標年次までの作成、及び地球規模でのPOPs削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちな東アジア地域におけるPOPs削減等に対して我が国が積極的に貢献することが課題である。POPs条約の実施による効果の検証のためのモニタリングを東アジア諸国も巻き込みながら着実に長期継続的に実施する。</p> <p>PIC条約に基づく国内対応を推進する。</p> <p>GHSの目標年次までの我が国への導入を図る。</p> <p>OECD等の作業について、引き続き積極的に参加・実施する。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>これまで行ってきた施策を引き続き実施するとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの推進等を新たに行う必要がある。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 7 - (4) 国際協調による取組の推進	
施策共通の 主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
POPs条約等への 対応(下位目標1)	<ul style="list-style-type: none"> ・POPs条約の発効に伴い各国において義務づけられる国内実施計画の策定の作業。 ・新規POPsの候補物質とするための判断基準等についての検討。 ・POPsについて、国内の各媒体の汚染実態についての調査等。 ・非農薬POPsのストックパイルについて、埋蔵量・現存量等についての実態把握等。 ・PIC条約対応のための関連情報の収集整理等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・POPs条約 ・POPs条約総合推進費予算 (276百万円)
我が国へのGHSの 導入(下位目標1)	<ul style="list-style-type: none"> ・GHSへの対応に向けた検討等。 ・国連勧告の翻訳、消費者向けパンフレットの作成、消費者アンケート調査等。 	
OECD等との連携 強化(下位目標1)	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD等が主催する会合への参加、及び作業。 	